

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	中国残留邦人等の支援給付に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、中国残留邦人等の支援給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都府中市長

## 公表日

令和6年1月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	中国残留邦人等の支援給付に関する事務
②事務の概要	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付若しくは配偶者支援金の支給の実施、開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答、職権による開始又は変更、停止又は廃止、費用の返還、徴収金の徴収に関する事務</p> <p>(1)支援給付の開始及び配偶者支援金の申請があった場合、その内容を中国残留邦人支援システム(以下「システム」という。)にて登録・管理を行う。 (2)支援給付の申請世帯について、システムから照会文書を出し、金融機関、保険会社、年金事務所等への照会を行う。 (3)支援給付及び配偶者支援金の開始、変更、停止又は廃止の情報についてシステムにて登録・管理を行う。 (4)システムにて支援給付及び配偶者支援金の算定を行い、支給を実施する。 (5)医療支援給付及び介護支援給付の利用状況をシステムにて登録管理し、医療券及び介護券を発行する。 (6)支援給付費及び配偶者支援金に返還等の事由が生じた場合には、システムにて算定をし、徴収事務を行う。</p>
③システムの名称	中国残留邦人支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、宛名管理システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
中国残留邦人支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の63の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第48条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の9、10、14、16、24、26、70、87、108、116、118の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第8、9、11、12、17、19、39、44、55条 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	府中市福祉保健部地域福祉推進課
②所属長の役職名	地域福祉推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市市民協働推進部広聴相談課 住所:〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地 電話番号:042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市福祉保健部地域福祉推進課 住所:〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地 電話番号:042-335-4161

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	地域福祉推進課長 遠藤弘美	地域福祉推進課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和1年6月14日	IVリスク対策		項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	電話番号:042-335-4182	電話番号:042-335-4161	事後	事務機器の変更に伴う、電話番号の変更であり、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	IIしきい値判断項目、1. 対象人数	いつの時点の計数か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計数か 令和3年2月19日時点	事後	評価書の見直しに伴う、日時の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和3年3月12日	IIしきい値判断項目、2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年4月1日時点	いつの時点の計数か 令和3年2月19日時点	事後	評価書の見直しに伴う、日時の修正のため、重要な事項に該当しない。
令和4年1月11日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による
令和4年1月11日	II しきい値判断項目	令和3年1月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年1月1日	IIしきい値判断項目>1対象人数>いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	特定個人情報の定期的な見直しによる変更
令和5年1月1日	IIしきい値判断項目>2取扱者数>いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事前	特定個人情報の定期的な見直しによる変更
令和5年1月1日	I 関連情報>7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の請求先	政策総務部広報課	市民協働推進部広聴相談課	事後	特定個人情報の定期的な見直しによる変更
令和6年1月1日	IIしきい値判断項目>1対象人数>いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	特定個人情報の定期的な見直しによる変更
令和6年1月1日	IIしきい値判断項目>2取扱者数>いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	特定個人情報の定期的な見直しによる変更